

**「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」**  
(対象期間：令和4年1月～3月)に関するよくあるお問い合わせ

R4. 3. 16 現在

**Q1 給付金給付の要件は？**

以下のとおりとなっています。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満（※）の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること。
  - ②令和3年1月から令和3年12月まで（又は下記の対象期間を含む直近1年間）の事業収入（売上）の合計が、平成30年、平成31年又は令和2年のいずれかの同期比で15%以上減少していること。
  - ③対象期間（令和4年1月から3月までの間のいずれかの1か月）の事業収入（売上）が、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少していること。
  - ④令和4年2月10日付けの営業時間短縮要請の対象事業者にあつては、対象施設全てについて要請事項に協力し、営業時間短縮要請協力金を受給していること。  
なお、時短要請対象事業者については、対象期間を令和4年2月に限って申請を可能とする。
  - ⑤令和4年1月以降の感染拡大に伴う新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金（臨時給付金）の対象事業者にあつては、対象期間が臨時給付金の申請に係る月と同月の場合のみ、申請を可能とする。
  - ⑥上記③の対象期間の社会保険料を納付していること（又は、猶予の特例の対象となっていること）。
  - ⑦高知県税の滞納がないこと（又は、徴収猶予を受けていること）。
  - ⑧暴力団員等に該当しないこと。
- （※）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

**Q2 給付対象はどういった業種となるか？**

全ての業種が対象となっていますが、以下の者は対象外です。

- ①国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ②政治団体
- ③宗教上の組織又は団体

### Q3 給付金の給付額はいくらになるか。

従業員規模や社会保険料（事業主負担相当分）の納付額と、コロナの影響割合に応じて、給付金の額は異なります。

次の算定式に従って試算してください。

【算定方法】 ※計算過程で端数処理は行わず、算出額の円未満の端数を切り捨て1円単位で給付します。

$$\left( (A \times B / C - D \times 0.8) \times E / 50 \right) \times 2 / 3$$

A：対象期間の社会保険料（事業主負担分）納付額の合計

B：県内従業員数

C：全従業員数

D：既に受給した臨時給付金及び営業時間短縮要請協力金、並びに事業復活支援金（1か月分相当額の総額）

E：対象期間の売上減少幅（単位：％）

ただし、30％から75％までの数値とし、75％を超える場合は75％とする。

【上限額】 なし

### Q4 対象となる社会保険料とは何か？

健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金を指します。

### Q5 社会保険料は対象期間に納付した分を記載すればよいのか？

給付金を申請する対象期間の社会保険料が対象となります。

社会保険料の納付期限は翌月の末日となっており、対象となる当月分の保険料は翌月に納付することになりますので、当月分の保険料を納付した後に「社会保険料の納付（又は猶予）及び納付額が分かる書類」をご提出ください。

（例）

| 対象期間              | 1月     | 2月     | 3月     |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 算定用（上記期間）の社会保険料   | 1月分保険料 | 2月分保険料 | 3月分保険料 |
| ※納付目的年月の納付期限（納付月） | 2月末日   | 3月末日   | 4月末日   |

### Q6 国民健康保険や国民年金は対象になるのか？

国民健康保険、国民年金ともに事業主負担がありませんので、対象となりません。

**Q7 時短の協力金をもらった事業者も対象になるのか？（二重にもらえるのか？）**

要件を満たせば給付金を支給します。

2月分の受給額を「Q3」にある算定式のDに加えて算定してください。

**Q8 臨時給付金をもらった事業者も対象になるのか？（二重にもらえるのか？）**

要件を満たせば給付金を支給します。

受給額を「Q3」にある算定式のDに加えて算定してください。

**Q9 国の事業復活支援金をもらった事業者も対象になるのか？（二重にもらえるのか？）**

要件を満たせば給付金を支給します。

給付金の対象期間に係る売上減少額と下表の上限額のいずれか低い額を、「Q3」にある算定式のDに加えて算定してください。

| 売上高減少率     | 個人事業者 | 法人             |                     |               |
|------------|-------|----------------|---------------------|---------------|
|            |       | 年間売上高<br>1億円以下 | 年間売上高<br>1億円超～5億円以下 | 年間売上高<br>5億円超 |
| 50%以上      | 10万円  | 20万円           | 30万円                | 50万円          |
| 30%以上50%未満 | 6万円   | 12万円           | 18万円                | 30万円          |

**Q10 この給付金における事業収入（売上）の定義は？**

確定申告書類において事業収入として計上するものを指します。ただし、国の持続化給付金などの支援金は本来の事業活動に基づく事業収入（売上）ではないことから、事業収入に計上していたとしても、事業収入（売上）から支援金は除くものとします。

また、原則として不動産収入や給与収入、雑所得等は除くものとします。

**Q11 売上減少等の証明申請書（様式3）の書き方が分からない。**

令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少していることなどを、認定経営革新等支援機関等に証明していただく様式です。

申請者は様式の枠囲み部分を記入し、根拠資料を添付して認定経営革新等支援機関等に証明を求めてください。

なお、認定経営革新等支援機関等に提出した根拠資料は、県への申請時に提出する必要はありません。

## Q12 認定経営革新等支援機関とはどのような機関を指すのか？

中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、商工会、商工会議所、金融機関（四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、商工組合中央金庫）、税理士事務所、中小企業診断士事務所などになります。

なお、個々の機関が認定を受けているかどうかは、中小企業庁ホームページ、金融庁ホームページでご確認いただけます。

## Q13 「認定経営革新等支援機関」以外では、どのような機関等で売上減少等の証明を受けられるか？

次に掲げる機関等で売上減少等の証明を受けられます。

- ・土佐信用組合
  - ・宿毛商銀信用組合
  - ・信用組合広島商銀
  - ・四国内の税理士、税理士法人（※）
  - ・高知県内の公認会計士（※）
  - ・高知県内の中小企業診断士（※）
  - ・高知県内の行政書士、行政書士法人（※）
- （※）認定経営革新等支援機関の登録者以外を含みます。

## Q14 認定経営革新等支援機関等に売上減少等の証明申請書（様式3）の証明を依頼する場合、どのような書類を提出したらよいか？

申請の対象期間とした令和4年1月から3月までのいずれかの月と、それと比較する平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における同月の売上高及び、その売上高が含まれる事業年度の年間売上高を確認できる確定申告書等を提出してください。

令和3年又は直近1年間と、それと比較する平成30年、平成31年、令和2年のいずれかの1年間の売上高についても同様に確定申告書等を提出してください。

設立後、決算期や申告時期を迎えていない場合など、該当の確定申告書等がない場合は、他に確認できる資料を提出してください。

なお、詳細は別表2申請書類の「3売上減少等の証明申請書（様式3）」をご確認ください。

## Q15 認定支援機関に提出する参考様式は、県に提出する必要があるのか？

参考様式①～③については、県に提出する必要はありません。認定支援機関等に証明を依頼する際にご活用ください。

## Q16 申請書類はどこで入手できるのか？

県経営支援課ホームページからダウンロード及び下記の場所で入手できます。

- ①県庁本庁舎 1階ロビー 終日（土日、祝日含む）
- ②県合同庁舎及び県税事務所 8：30～17：15（平日のみ）
- ③市町村役場 8：30～17：15（平日のみ）

ただし、いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、お問い合わせはコールセンター（088-821-7566）までご連絡ください。

## Q17 ホームページを見られない人は郵送してくれるのか。

申し訳ありませんが、郵送は対応しておりません。

Q16 に記載の方法で入手してください。

## Q18 申請に必要な書類は何か？

必要な書類は、以下のとおりです。

- ①申請書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③売上減少等の証明書（様式3）※認定経営革新等支援機関等の証明が必要
- ④法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる書類（写し）（許可等が必要な業種の事業者に限る）
- ⑤住所が確認できる本人（法人の場合は法人代表者）確認書類（写し）
- ⑥社会保険料の負担額が分かる「納入告知書 納付書・領収証書」などの書類（写し）又は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）
- ⑦高知県税の滞納がない（又は徴収猶予を受けている）旨を証する納税証明書（発行から3か月以内のもの。原本に限る。）
- ⑧振込先口座と口座名義が分かる通帳等（写し）

※④、⑤は、「高知県営業時間短縮要請協力金（第2期まん延防止）」の『支給決定通知書』又は「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」の『給付決定通知書』がある場合、その写しを提出すれば、省略できます。

## Q19 どのような方法で申請できるか。

郵送又は県ホームページの申請フォームからの電子申請となります。

郵送の際は、簡易書留や特定記録など、必ず追跡できる方法で送付してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受付は行っておりません。

## Q20 申請受付センターは土日祝日も開設しているのか。

平日のみの開設となります。

問い合わせ対応（電話）は、9時から17時までとなります。

## Q21 給付金はいつ頃給付されるのか。

申請書類に不備等がない場合、通常、受付から2週間程度で給付します。4月上旬から給付を開始する予定です。ただし、営業時間短縮要請協力金又は新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金を申請された方は、協力金・給付金の支給が確定した後に、当該給付金の審査が行われますので予めご了承ください。

## Q22 平成30年1月2日以降に創業した事業者は対象とならないのか？（創業の時期によっては、平成30年以降の1年間の売上や、平成31年1月以降の1日から末日までの1か月間の売上が存在せず、比較ができない年や月がある。）

創業特例を適用することで、対象となり得ます。

なお、詳細は別紙1「創業特例について」をご確認ください。

## Q23 平成30年1月2日以降に事業の承継を受けた個人事業者は対象とならないのか？（事業承継の時期によっては、平成30年以降の1年間の売上や、平成31年1月以降の1日から末日までの1か月間の売上が存在せず、比較ができない年や月がある。）

事業承継に関する特例を適用することで、対象となり得ます。

なお、詳細は別紙2「個人事業者の事業承継の取扱いについて」をご確認ください。

## Q24 差額給付申請とは？

この給付金を受給した後に更なる売上減少が生じた月があり、給付金額を算定し直したところ既給付金額を上回った場合は、その差額分を追加申請できるものです。

ただし、時短要請対象事業者は、差額給付申請ができません。

なお、臨時給付金の受給者は、同給付金においても再算定の申請を行ってください。

## Q25 この給付金をもらったら国の「事業復活支援金」はもらえないのか？

この給付金の受給の有無は、国の「事業復活支援金」の申請要件には影響しません。（受給できる可能性があります。）

なお、「事業復活支援金」の給付額の計算に当たっては各月の事業収入に、地方公共団体による支援施策により得た給付金等が含まれる場合は、その額を除くこととされています。

詳細は国のホームページ（「事業復活支援金」で検索）をご覧くださいとともに、事業復活支援金の相談窓口（電話番号0120-789-140）にお問い合わせください。